

## 高知県立大学同窓会 しらさぎ会会則

(名称)

第1条 この会は、しらさぎ会（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦向上を図り母校の発展に貢献し、社会文化の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の名簿の作成及び会報の発行
- (2) その他母校の発展に関する適切な事業

(会員)

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

普通会員 高知県立女子専門学校卒業者、高知女子大学卒業者(2年修了者を含む)及び高知女子大学大学院研究科修了者、高知県立大学卒業者及び高知県立大学大学院研究科修了者

特別会員 高知県立大学(高知女子大学及び女子専門学校を含む)現教職員及び旧教職員

準会員 高知県立大学及び高知県立大学大学院研究科の学生

(事務局)

第5条 本会は、事務局を高知県立大学内におく。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事は15名以内とする。

理事は会長1名、副会長2名、業務担当理事(支部担当、広報担当、事業担当、会計担当、書記担当を含む)とする。

- (2) 監事2名とする。

2 本会に名誉会長をおく。名誉会長は、高知県立大学長とする。

3 本会に顧問をおく。特別会員の中から会長が委嘱する。

(役員任期)

第7条 任期は2ヵ年とし、再任を妨げないが、3期を限度とする。任期の途中で交代した場合は前任者の残任期間とする。

2 会長の任期は、2期を限度とする。

(役員選任)

第8条 会長、副会長及び理事、監事は、推薦委員会から推薦された候補者を総会において選任する。

2 理事・監事は相互にこれを兼ねることはできない。

(役員職務権限)

第9条 会長は、本会を統括し本会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は会務を評議して企画運營業務執行にあたる。

4 会計担当理事は、会計に関する庶務を、支部担当理事は支部に関する会務を、広報担当理事は広報に関する庶務を、事業担当理事は事業に関する会務を、書記担当理事は会議の記録に関する会務を担当す

る。

5 監事は会計及び本会の運営全般について監査を行う。

(職員)

第10条 本会に職員を置くことができる。

(会議)

第11条 会議は総会及び理事会の2種類とする。

2 理事会は必要に応じて開催し、次の事項について協議し、決定する。

- (1) 同窓会運営に関する諸計画と実施方法
- (2) 会報の作成
- (3) 総会より委任された事項
- (4) 必要と認めた事業について、小委員会を置くことができる
- (5) その他の重要事項

第12条 総会は、理事及び監事、代議員をもって構成し、定期総会並びに臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年5月に開催する。

3 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき及び会員の100名以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき開催する。

(会議の招集)

第13条 会議は会長が招集する。

(会議の定足数)

第14条 総会は、理事及び監事、代議員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の承認をもって議決する。

2 可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(議長の選出)

第15条 総会の議長は、当日出席者の中から選出する。

(総会の議決事項)

第16条 総会は、次の事項を審議し議決する。

- (1) 事業及び決算報告
- (2) 事業案及び予算案
- (3) 会則の改正
- (4) 本部役員の選出
- (5) その他の重要事項

(支部の設置)

第17条 本会は必要な地に支部を設置することができる。

2 支部の運営については支部の決するところによる。

3 各支部より最低1名の代議員を選出する。会員数が多数の場合は、概ね300人につき1名の割合で代議員を選出することができる。各支部の代議員はしらさぎ会総会の決議権を有する。

4 支部の活動につき、予算の範囲内で本部より活動費を補助する。

(会計及び資産)

第18条 本会の運営は、会費及び寄付金等の収入をもって充てる。

2 普通会員は入学の際に終身会費として15,000円を納入しなければならない。またその理由が認めら

れた場合のみ在学中に納めることができる。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第19条 理事会が必要と認めるときは、総会の決議を経て基金を設けることができる。

2 基金に関する事項については、別途定める基金規程による。

(推薦委員会)

第20条 本会に推薦委員会をおく。

2 推薦委員会は理事及び監事の推薦に関する事項をつかさどる。

3 推薦委員は理事会で協議し会長が委嘱する。

4 推薦委員の任期は委嘱された日から2年後の総会の日までとする。

5 推薦委員の中から委員長1名を推薦委員の互選によって選任する。

6 会長、副会長及び理事、監事候補者を推薦しようとする場合は、あらかじめ本人の承諾を得て推薦しなければならない。

7 会長、副会長及び理事、監事に立候補しようとする場合は、会員5名以上の推薦を受けて総会の3ヵ月前までに推薦委員会に届けなければならない。

8 任期満了を満たさないで辞任を希望する理事及び監事は会長までその旨を伝えなければならない。

昭和26年8月25日発足

附則

昭和33年3月改正

昭和39年3月改正

昭和45年4月改正

昭和51年4月改正

昭和58年4月16日改正

昭和63年4月16日改正

平成10年4月改正

平成22年5月5日改正

平成23年4月1日改正

平成24年4月1日改正

平成27年5月16日改正

平成30年5月19日改正

令和元年5月18日改正

高知県立大学同窓会事務局

〒780 - 8515 高知県高知市永国寺町2-22 高知県立大学内

高知県立大学同窓会 しらさぎ会